

第 27 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和元年8月27日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第27回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生 正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

蓼沼克夫、久保信雄、長竹武男、仁木 肇、尾崎文一、嶋田重雄、柏瀬正雄、入江泰三、堀江 充、萩原晴夫、齋藤 幹、岡村奏一、寺崎 互、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、椽本啓治

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 須釜和彦

1 書記は、次のとおりである。

主査 齋藤玲子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名であります。 なお、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第3号 農用地利用配分計画(案)に係る市長からの協議について</p> <p>議案第4号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議について</p>
----	--

議案第5号 令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善についての
意見書について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達して
おりますので、これより第27回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後9時39分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

6番 遠藤茂太委員、11番 仙田光男委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長
専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 それでは議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、
ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いた
します。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が5件、筆数が7筆、面積が
4,085㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が22件、筆数が28筆、面
積が9,129.80㎡となっております。

合計いたしまして件数が27件、筆数が35筆、面積が13,214.80
㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページから3ページに、第5
条の届出が4ページから8ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と

主査

いたします。

事務局の説明を求めます。

議案書の9ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は松田町地内の田、面積2,337㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル440枚を734.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

続きまして、議案書49ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が50ページから55ページに載せてありますので、ご覧ください。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は田島町内の畑、面積471㎡です。

施設の概要は一般住宅用地で、一般住宅1棟、延床面積142.21㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条第11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、渡人と受人は親子となっております。

続きまして、議案書の56ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次のページに位置図、公図を載せてあります。

では、議案書の9ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は大月町地内の畑、面積268㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積112.62㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

3番の調査書は議案書の58ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

では、9ページにお戻りください。

4番、申請地は駒場町地内の畑、面積164㎡ほか1筆、計300㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル122枚を200㎡に

設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、60ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

なお、今回の太陽光発電設備への転用については、件数が多いため、土地利用計画図を割愛させていただきましたので、ご了承ください。

では議案書の10ページをお開きください。

5番、申請地は寺岡町地内の畑、面積640㎡ほか1筆、計802㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル212枚を419.76㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、62ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

議案書10ページにお戻りください。

6番、申請地は奥戸町地内の田、面積688㎡ほか1筆、計1,531㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル288枚を480.96㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の贈与、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

なお、渡人と受人は親子です。こちらの調査書は、64ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書10ページにお戻りください。

7番、申請地は奥戸町地内の畑、面積291㎡ほか3筆、計1,438.09㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル480枚を590.4㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

議案書の66ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書10ページをお願いします。

続きまして8番、申請地は奥戸町地内の畑、面積357㎡ほか3筆、計1,253.37㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル220枚を354.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

8番の調査書は議案書68ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書11ページをお願いします。

続きまして9番、申請地は松田町地内の田、面積16㎡です。

施設の概要は一般住宅の敷地拡張で、住宅への進入路として16㎡を拡張するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の贈与、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号、市街化調整区域内に長期居住する者のための住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅、ちなみに渡人と受人は姪と叔父になります。

続きまして、議案書の70ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

では、議案書の11ページにお戻りください。

10番、申請地は松田町地内の田、面積1,473㎡ほか1筆、計1,611㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、72ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書11ページにお戻りください。

11番、申請地は松田町地内の田、面積1,960㎡ほか1筆、計2,178㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル440枚を734.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、

農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、74ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてございます。

では、議案書11ページにお戻りください。

12番、申請地は松田町地内の田、面積1,315㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル440枚を734.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、76ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書11ページにお戻りください。

13番、申請地は松田町地内の田、面積714㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル200枚を334㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、78ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書12ページをお願いします。

14番、申請地は松田町地内の田、面積1,249㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル540枚を664.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、80ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書12ページにお戻りください。

15番、申請地は松田町地内の田、面積2,191㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル540枚を664.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、82ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書12ページにお戻りください。

16番、申請地は松田町地内の田、面積1,570㎡ほか3筆、計1,972㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル440枚を734.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、84ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてございます。

では、議案書12ページをお願いします。

17番、申請地は松田町地内の田、面積1,084㎡ほか1筆、計1,854㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル540枚を664.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、86ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書13ページをお願いします。

18番、申請地は松田町地内の畑、面積95㎡ほか2筆、計1,003㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル280枚を467.6㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、88ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書13ページにお戻りください。

19番、申請地は松田町地内の田、面積1,080㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル360枚を597.6㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、90ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてございます。

では、議案書13ページにお戻りください。

20番、申請地は松田町地内の田、面積535㎡ほか2筆、計1,588㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル440枚を734.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、92ページとなっております。各項目とも適正なもの判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書13ページにお戻りください。

21番、申請地は松田町地内の田、面積1,452㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル360枚を601.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、94ページとなっております。各項目とも適正なもの判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書14ページをお願いします。

22番、申請地は松田町地内の田、面積407㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル72枚を120.24㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、96ページとなっております。各項目とも適正なもの判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

では、議案書14ページにお戻りください。

23番、申請地は里矢場町地内の畑、面積381㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積110.96㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34条11号基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の98ページをご覧ください。23番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

では、議案書の14ページにお戻りください。5条申請の最後の案件です。

24番、申請地は小曾根町地内の畑、面積1,096㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル288枚を558.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおり、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

議案書の100ページをご覧ください。24番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

以上、5条許可申請24件となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 星野委員。

8番

8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の49ページをご覧ください。

調査年月日は令和元年8月19日、月曜日、午前8時30分から、調査班は私を班長といたしまして、小山委員、亀田委員、本島委員、長谷川職務代理の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業拡大を目的に、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。発電出力は49.5キロワットと低圧ですが、年間を通して安定的に発電を行い、申請地を含めた周辺申請地用のメンテナンス車両2台分の駐車場を確保するため、2,337㎡が必要で、日当たりも良い当該地を適地として選定したということです。

発電パネルの設置は、盛土をせず整地のみとし、転用に係る事業資金については、申請地を含む同時申請13件すべてを自己資金で賄います。

安全対策として設置するフェンスについては、申請地境界から50cm内側に設置し、除草は年3回行い、官地部分も草刈りをするとのこと。

雨水は敷地内浸透としますが、申請地を含んだ松田町三反田地域の申請農地の周囲に存在する、公図にない水路については、現状を維持することで三反田堰と協議済みです。なお、形状を変える場合には、関係機関と協議を行うとのこと。

申請地域の北側隣地において、今年4月に申請人が農地転用を許可された土地が未着工である理由は、現在、都市計画課および道路河川保全課と、市再

生エネルギー条例に基づく届出が受理されるのを待っているためで、受理され次第、速やかに着工するとのことで、事業の現実性が確認されました。

申請地は、東側は道路、北側は田、西側は畑、南側は田となっていますが、北側と南側は、今回、太陽光発電設備用地として、申請人から、農地転用の申請が出されており、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、松田町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

なお、住宅の隣地にパネルを設置する際には、居住者に圧迫感を与えないよう高さや位置を調整することや、工事に伴い道路が損傷した場合には、道路河川保全課の指導のもと、責任をもって原状回復をするという言葉が、申請人からありました。また、今後も広範囲の事業計画があるとのことでしたので、地域住民に対する説明の重要性と、設置工事中に住民と顔を合わせた場合には挨拶をしてほしい旨をお願いしたところ、了承いただきました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から24番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番から24番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題に関連事案がございますので、長谷川職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時30分議長交代】

議長 続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の15ページをお開きください。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和元年8月30日公告分であります。

ここで議案の訂正をお願いします。議案書22ページをお開きください。表左下の合計筆数が23筆となっておりますが、38筆の誤りですので申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

それでは議案書の16ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。所有権移転は2件で面積3,634㎡です。

続きまして賃貸借権設定、利用権設定が、23件で面積56,359㎡です。

初めに賃借権設定についてですが、詳細が17ページから22ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、23ページをお開きください。

1番、申請地は小曾根町地内の田、面積1,986㎡で、売買価格は総額で80万円です。

続きまして2番、申請地は野田町地内の田、面積1,648㎡で、売買価格は82万4千円です。

ちなみにこの農地については、所有者からの申出に基づき農地情報バンクに掲載しておりましたが、星野委員のあっせんが成立したところです。農地情報バンクに掲載した農地の売買成立は今回が初めてということで、星野委員には大変お世話になりました。

いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、8月30日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に賃貸借権設定の1番から4番を上程いたします。

ここで農業委員会等に関する法律、議事参与制限により3番 三田隆俊委員、13番 清水委員の退席を求めます。

【午前10時30分退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 賃貸借権設定の1番から4番はそのように決定いたしました。

ここで関連議案の審議が終了しましたので、三田委員、清水委員の出席を求めます。

また、三田会長と議長を交代いたします。

【午前10時31分出席・議長交代】

議長 続いて、5番から23番及び所有権移転を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番 9番長谷川です。

今回使用貸借が1件ありますが、16ページの総括表の賃貸借権設定の件数

には統合されていますか。1件なので載せていないのでしょうか。

主査 今回使用貸借の設定が1件ございましたので、賃借権設定の中を含めさせていただきます。今までも使用貸借権という言葉は特に使っておりませんのでご理解いただきたいと思います。

9番 賃借権設定のままでいいのか、使用貸借設定は別々に表記するのが良いかこの際、再度検討いただいたほうが良いと思います。

主幹 16ページの種別をよく見ていただくと賃借権設定となっております、賃借権と使用貸借の両方を含むという表記です。先ほど賃借権設定と説明しましたが、正確には賃借権設定となります。申し訳ございません。

議長 それでは、本件を計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 賃借権設定の5番から23番および所有権移転はそのように決定いたしました。

引き続き、議案第2号 農用地利用集積計画（中間管理事業分）の決定についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課 丸山主幹 農政課の丸山です。議案書の24ページをお開きください。

議案第2号 地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

25ページの総括表をご覧ください。賃借権設定が4件8筆で、面積が5,810㎡で、富田地区、筑波地区、御厨地区における農地集積及び集約となります。詳細は26ページと27ページに記載しております。

このうち申請番号2番については県町地域集積事業関連、3番については小曾根町地域集積事業関連のものです。

審議の後、承認をいただきましたら、本日8月27日付で公告の手続きを行います。

議長 以上よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件を計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（中間管理事業分）はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課 説明の前に議案の訂正をお願いいたします。

議案書30ページをご覧ください。申請番号2番の借受契約の終期が令和11年10月31日とありますが、正しくは12月31日の誤りですので訂

正をお願いいたします。

また、議案書31ページの5番の備考に「新規」とありますが、中間管理権設定済農地の耕作者変更となりますので、新規を削除していただきたくお願いいたします。

それでは議案書28ページ、議案第3号 農用地利用配分計画(案)に係る市長からの協議についてご説明いたします。

29ページの総括表をご覧ください。貸借権設定が5件10筆で、面積が8,365㎡です。詳細は30ページと31ページに記載しております。

このうち1番から4番については、先ほどご審議いただいた農用地利用集積計画に対応するものです。

5番については、中間管理権設定済農地の耕作者変更となります。このため先ほどの農地農用地利用集積計画と筆数と面積が一致しません。

このうち申請番号2番については県町地域集積事業関連、3番と5番については小曾根町地域集積事業関連のもので、それぞれの耕作者が集約化を進めるためお互いの耕作地を変更するものです。

なお、議案書48ページの農地法第18条通知の申請番号2番と3番も併せてご覧いただけたらと思います。

本日ご審議いただき意見を頂いた後にその意見を付して栃木県農業振興公社へ送付いたします。

以上よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 長谷川君に伺いたいのですが、県町集積事業で2番についてはどういう経緯があったのですか。

9番 9番長谷川です。2番の農地については、前回の集積事業の際条件が合わず宙に浮いていたのですが、今回地主からの問い合わせがあった中で整理し、中間管理機構に上げたという経緯です。現在ちょっと荒れてる状況ですが、もともと請人が作っていた農地です。

議長 請人の田は稲より稗が多いという状況の中で、農業委員会があっせんするのはよろしくないと思います。

ただ、もともと作っていたということであれば分かりました。

ほかに意見はございますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することでご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 意義なしと認め、議案第3号 農用地利用配分計画(案)に係る市長からの協議についてはそのように承認いたしました。

ここで次の議案説明のため、農政課職員の入替えがありますので、暫時休憩とします。

【午前10時41分 休憩】

議長 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午前10時42分 再開】

議長 続いて議案第4号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課 農政課の大塚です。議案書の32ページをお開きください。

大塚主幹 議案第4号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)について、ご説明いたします。

33ページをご覧ください。今回の申出は、除外について1件です。農振法第5条第1項に基づき、農業委員会にご意見を伺うものです。

申出者は、JA足利からの申出であり、目的はJA足利営経プラザ等の移設で、申出地は上渋垂町地内の4筆、合計面積は、6,172㎡です。全面積の除外の申し出となっております。

申出理由は、1つ目として現JA足利営経プラザ敷地内には、営農指導の部署と営農資材を提供する部署が、スペースの都合により、別々に配置されていることから、利用者の利便性が悪く、部署間での連携にも支障が出ていること。

2つ目として営農指導業務の増加に伴い、職員数を増加したため、事務所が手狭であること。

3つ目として併設する農業用資材倉庫が、狭小であることから、十分な資材が確保できず、農業者のニーズに対応出来ない、また、駐車スペースも十分に取れないことから、大型車両による搬入作業にも支障が出ていること。

以上のことから、申出地に事務所を移転することで、営農指導部署を更に増員することにより、より高度な営農指導体制の構築が可能となり、地域農業の振興が図れるとのことから、事務所の移設は必要であるとの理由となっております。

続きまして、34ページをご覧ください。本除外申請に係る事業計画について、主なものをご説明いたします。

土地利用計画につきまして、36ページをご覧ください。建物1,804㎡、通路2,529㎡、駐車場1,159㎡等々、合計6,172㎡となっていることから、約60aの敷地面積が必要となります。

排水計画につきましては、雨水排水処理として、600㎡の浸透施設を設置し、オーバーフローのみ北側水路に放流いたします。

汚水処理については、合併浄化槽を設置し、南側水路に放流予定です。

また、日照対策として、高さ7m程度の建物として境界から4m離すことにより、隣接農地への影響は、軽微なものと考えられ、隣接する農地の地権者及び耕作者から同意をいただいております。

38ページをご覧ください。土地の選定については、記載の土地を検討しま

したが、今回の事業計画に必要な面積を確保できる土地はほかにはないとのこととなっております。

42ページをご覧ください。出入り口については南側の市道上渋垂愛宕台中学校通りに間口12mを1か所と市道上渋垂町4号線に間口7mを1か所設置予定で、合計2カ所の出入り口を設置します。

続きまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に基づく5要件の検討結果についてご説明します。

まず1号要件「農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないと認められること」についてですが、既存敷地内には営農指導を担当する部署と、営農資材を提供する部署が、敷地内スペースの都合上、別棟に配置されています。そのため、利用者である農業者の利便性が悪く、部署間の連携にも支障が生じています。

同組合は担い手の多様化するニーズに対応するため、2019年度から2021年度までの3か年計画において、営農部門の強化を目標に掲げ営農指導員等の増員を図っており、営農指導に携わる職員を増員した結果、事務所内に余剰スペースがなくなり、これ以上職員を増員することが不可能な状態です。

しかしながら、今後、営農指導等に携わる職員を更に40名から50名に増員するには、事務所の拡張が急務となっております。必要面積を算出した結果、60a程度の土地が必要となり、候補地検討の結果申請地以外に代替する土地がないと認められております。新施設の建物、通路、駐車場も積算に基づいたものであり、必要最小限の面積であることが認められます。

農地法については、転用の許可見込みがあり、都市計画法についても、開発許可の見込みがあるということから、1号要件に適合していると認めております。

続きまして、2号要件「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること」については、申出地は上渋垂町の農振農用地の中にあり、道路を挟んで1辺がJA足利営経プラザ、非農地に接しており、農用地区域の中の非農地の縁辺部に位置することから農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

雨水は、申出地の地下に浸透施設を設置し、オーバーフロー分のみを北側水路へ放流することで対応するため、農用地以外の用途になることによる排水等への影響はないため2号要件に適合すると考えます。

続きまして、3号要件「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること」についても、申出地4筆の所有者は3名で、4筆とも所有者とは別の耕作者が耕作しています。耕作者は3名とも担い手、認定農業者で、この3名について検討した結果、除外により経営面積が減少しても営農上の影響は

無いと考えられ適合していると認められます。

また、3名とも新施設建設に同意していることを申し添えます。

次に、4号要件「農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと」については、先ほども申し上げたとおり、汚水処理は合併処理浄化槽を設置し南側用水路へ放流する予定です。申出地への搬入出用大型トラック乗入口については、耐荷重性に優れたボックスカルバートに変更することで対応する予定です。汚水処理及び乗入口については三栗谷用水土地改良区と協議中であり、適合していると考えられます。

最後に、5号要件「土地改良事業等が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること」についても、団体営基盤整備事業、藤の宮左口地区については工事完了後8年が経過しており適合していると考えられます。

以上のことから、すべての要件を満たしていると考えられます。

なお、事業計画書、位置図、農振図、公図の写し、土地利用計画図、平面図、立面図等が添付されていますのでご参照ください。

よろしくご審議お願いします。

議長 本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番 9番長谷川です。

汚水は北側水路に放流されるのですか。

農政課 北側は雨水で、汚水は南側に排水する計画です。42ページの土地利用計画図をご覧ください。敷地の左下の部分に赤字で「汚水排水放流」と記載されておりますので、南側で間違いありません。

議長 三栗谷土地改良区としましても、北側水路は9月から5月まで水が流れないため、その期間にこちらに汚水を排水されると匂いが出るため、いつでも水が流れる南側水路に放流していただくこととしました。

ほかにございますか。

本島委員。

15番 15番本島です。

41ページの公図写しの840-1については既に売買が行われ、所有権移転が済んでいると思いますが。

農政課 申出時点の資料をそのまま添付させていただいております。今この場で確認できないため、後ほど回答いたします。

議長 ほかに何かございますか。

それでは、本件を計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように承認いたしました。

ここで農政課職員は退席となります。

【午前10時55分 退席】

議長 続いて議案第5号 令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善について

- の意見書についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 主幹 議案書の45ページをお開きください。
- 議案第5号、令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書（案）について、ご説明いたします。
- 令和元年9月25日に足利市長に提出予定であります。以下、本文を読み上げ提案と替えさせていただきます。
- 【以下議案本文読み上げ】
- 以上よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 本件について、意見を求めます。
- 小山委員。
- 1番 1番小山です。
- 農道の維持・保全について、農道の定義があいまいであり、どこが所管かわからないという状況がありまして、国、県、いわゆる法定道路、それ以外と色々ございます。かつて基盤整備で生じた道路については後に認定市道になったものものもあり、それ以外が農道ということかと思われませんが、認定市道であれば市道台帳があり、始点・終点が定められておりますが、農道台帳が整備されれば曖昧な部分が無くなると思われるので、そのような文言を追加できないでしょうか。
- 議長 事務局。
- 次長 農道については私の認識ではすべて市道であると理解しています。認定市道は道路河川保全課、それ以外は農林整備課に話をするのが筋と考えますが、何か問題があった場合の連絡先について明確にしてほしいという要望ということでご理解をいただきたい。
- 議長 以前市道でも農道でもないという道路がありました。耕地整理で生み出された道で砂利を敷いていたのですがだいぶ傷んだため、市に相談したところ市道でも農道でもないという回答だったため、仕方なくわれわれ土地改良区が砂利の費用を出したということがありました。
- 小山委員、平成19年度に国のいわゆる官地が市町村に贈与ということで移管になっていきますよね。このことがあったのは平成19年以降なので矛盾していると思われまして。市の保有するものであれば市が管理者であることは間違いのないのですが、どこからも捉えられない道がある。南の方では舗装してある道路は市道に格上げしているという意見もある。私はすべての道路は道路河川保全課が管理すべきと考えます。農道というのは農家が通ってるからそういう呼び方をするだけでは。
- 9番 たらい回しにされると困ってしまうという意味合いですよね。
- 1番 市道は市道台帳で定められている。農道も農道台帳があれば指定されると思います。佐野市には農道台帳があると聞いています。農道とは何ぞやが理解されていないからあやふやになってしまう。農道台帳の整備が必要では。

- 主幹 小山委員のご指摘の件については私も以前調べたことがありまして、足利市も農道台帳がございます。ただし、その農道台帳の中に市道認定されている道路も載っており、ご指摘のとおり整理ができていないということでございます。
- 議長 ただ今回の文面は長谷川職務代理のご指摘の通り窓口の一本化を求めているものですので、これに道路台帳の整理を併せて求める一文を付け加えるということでいかがでしょうか。
- 議長 それでは農道台帳の整備を求める一文を加えることでご承知ください。ほかに意見はございますか。
- 議長 【意見なし】
- 議長 それでは、本件は提案のとおり承認することでご異議ございませんか。
- 議長 【異議なし】
- 議長 意義なしと認め、議案第5号はそのように承認いたしました。以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
- 議長 なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
- 主幹 慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
- 議長 すみません訂正がございます。48ページをお開きください。農地法18条解約の1番から3番については先ほど農政課から説明がございましたが「規模縮小」ではなく「集積」ですので訂正をお願いします。
- 議長 以上で、第26回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
- 議長 【午前11時25分 閉会】

この会議のてん末は、書記 齋藤玲子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月25日

足利市農業委員会

6番委員

11番委員